慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本の殖民地統治問題
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.2 (1910. 8) ,p.210(80)- 222(92)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100800-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Geschichte des alten Orients.
Cambridge Modern History.
Lavisse et Rambani: Histoire générale du IVesiècle a nos jours.
Political History of England Edited by W. Hunt and R. L. Poole.
Historical Atlas of Modern Europe. Edited by R. Lane Poole.

以下掲げたるものは初學者の手引として見る可きもののみ。

Karl Ploetz: Auszug aus der alten, mittleren und neueren Geschichte. [An Epitome of History].
A. Hassall: A Handbook of European History 476-18,-1, chronologically arranged.
Acland and Ransome: A Handbook in Outline of the Poitical History of England to 1906. 6s.
F. W. Autzger: Historischer Schul-Atlas.

日本の殖民地統治問題

小倉和市

臺灣統治の業未だ完からず、韓國問題の解決未だ成らず。蕃族は如何なる方法によりて陛下の赤子たらしむるを得るか、韓國は如何なる樣式によりて合併せらる可きか、想ふに第二十世紀に於ける殖民帝國としての日本は將來長く列强が興味と疑惑を以て注視する最大問題の一なる可し。此點に關して英國の法學者中東洋通を以て聞ゆるピゴット氏の說く所は外人として日本の立場を觀察すること最も公平にして吾人の參考となす可き點少なからず、故に予は左に之を譯述せん。

羅馬帝國全盛の時代以來海外領地獲得の事業は幾多の國民を眩惑せしめ、量りなき血と財とは之が爲めに費されたり。現に英國の如きも世を累ねて漸次に獲得し來りたる其海外領地を維持する神聖なる義務として、國民の片時も忘るゝ能はざる所なり。左れど斯かる大帝國を建造するに至りたる歷程に付きては明確なる知識を有するもの頗る稀なるには非らざるか。試に想へ社會萬般の事象が今日の狀態を呈するに至る迄には人類の限りなき勞力が之が爲めに費やされたるものなるを。然かも吾人が之等の經路及び其研究材料に關して知る所は實に九牛の一毛にだも及ばざるなり。人類は煉瓦にして初期の殖民者は其敷設者なり。彼等の

腦髓は漆灰にして母國の行政は恰かも足場の如く、然り。過去の歷史は時代の經過と共に非常の速力を以て遠慮會釋なく吾人の記憶より脫却せんとするに當り、公私の記錄時に顯はるれば世人は今更の如くに驚きて狂するが如くに先人の遺勳を追慕す。吾人は過去の歷史を編纂せんが爲めに焦慮しつゝあるは事實なりと雖も其事業や遲々として進まざること駑馬の如し。然るに何事ぞ「時」なる惡魔は破壞忘沒の代理者として絕へず無慈悲にも吾人の事業を妨げんとは。

海外に對して自國の權域を擴張せんとするの念は今や日本に充溢す。日本は所謂春燕秋雁の勢を以て故國を離れ、新大陸に大飛躍を試みんとするに當り東洋の英國を以て自任し、其海外領域を獲得せんとするの行動は列國環視の前に公々然として行はる。玆に於てか日本の政策に對する批評は自ら先進國の代表者なりと稱する者によりては忌憚なく行はる。殊に英國人の如きは日本が其殖民政策の遂行上果して英國の先例を模倣す可きや否やに付きて注意を怠らざるもの丶如し。新たに殖民國の伍に列したる日本が他國殊に先進殖民國より猜疑の眼を以て其行動を批評せらるゝは固より豫期す可きことにして若し日本にして先進國過去の行動中失態なりと公知せられ居る措置を繰返すことあらんか先進國は直ちに之に向つて無慈悲なる批難攻擊を加ふ可し。國家は唯成長して社會的知識を得たる學童の集團に過ぎざるに彼等は何ぞ學童の雅量なきや。彼等は自ら過を重ねたる後其經驗を利用して徒らに日本の政策を批難し唯其誤れる點のみを擧げて得たりとなし毫も此新興國が有する遠大の希望を測知せざるもの丶如し。日本は今や殖民地としては臺灣及南樺太を領有し、保護國としては朝鮮を支配す。而して之等の地域に對する日本の權利は適法なり。卽ち臺灣は千八百九十五年の割讓條約によりて其有に歸し、樺太は對露戰役の結果として前同樣の方法によりて其配下に屬するに至れり。若し夫れ朝鮮の如きに至つては千九百〇五年列强が其保護權を認めたるを以

て今日に於ては最早論議の餘地なし。故に現今批評家の指摘する所は之等の土地に對する日本の統治行動其のものが批難す可きものなりとの點なりとす。卽ち吾人が批評家の一般語調より判定する所によれば、彼等は日本たるもの其對屬國政策に於ては宜しく英國の對殖民地政策に倣ふ可きものなるに其然らざるは誤れるの甚だしきものなりとなすにあり。彼等は曰く、今日に於ては何人と雖も全然其隣人の利害を無視して自己の行爲を恣にすることを得ざるは不動の原則なるが故に。日本にして若し吾人が過去朦朧の時代に於て犯したる失行を繰返すが如きことあらば吾人は決して之を宥恕することを得ずと。要するに世界は日本が近時急速の進歩をなしたるの事實を捕へ來りて其殖民政策を批評するに非常に高き標準を以てせんとするものなり。蓋し日本が歐米の文物制度を輸入するに當りてや歐米人が多年の苦辛を經て到達したる點を以て其出發點となすことを得たるを以て啻に其遲々煩雜なる經路を繰返すの要なかりしのみならず、其進歩の階段に横はれる一切の過失罪行を再びすることなかりき。例之ば家内點燈の如き單純なる事業に於ても日本は舊式行燈より一躍して電燈を採用せり。玆を以て彼等歐米人は日本の殖民政策に對して論じて曰く、汝等は頗る觀察力に富めるが故に吾人が過去の殖民時代に於て犯したる凡ての失行を了得したるなる可し。故に吾人は汝等が斯かる非行を繰返さゞらんことを望む汝等は他の萬般の事物に付きては、選擇の術頗る宜しきを得たり。故に此場合に於ても亦然らざる可からず、否此場合に於ける選擇は他の場合に於けるよりも一層容易なり。如何となれば今日に於ては吾人の殖民政策上に於ける過去の缺點は明瞭に指摘せらるゝに至りたればなりと。

予は日本の政策を批評するの士が果して殖民地建設の眞意を了解せるや否やを疑ふものなり。英國は夥多の殖民地を有せるが故に其建設の經路も吾人の記憶を脫せんとするもの多し。佛國も亦多くの殖民地を有す然かも殖民問題を研究したる佛

國政治家は果して殖民地の建設を以て容易なるものなりと思考するや否や。西班牙及び和蘭が殖民的奮鬪を敢てしたる時代は既に過去に屬す。左れど獨逸及び合衆國は今尙海外發展の中途にありて親しく殖民地建設の苦酸を嘗めつゝあるなり。忠誠國を念ふの政治家が殖民地を開拓して割讓條約を締結するも善良なる國民が其家族を提げて此所に移住し、相提携して事業の經營に從事することなくんば彼等の勞力は遂に空しきに終るなり。羅馬は盛んに懷柔政策と外人の入國を誘ひたるも然かも一日にして彼の大をなすこと能はざりき。英國の殖民政策は頗る寬大にして殖民地に於ては自由の憲章によりて人民の收利は遺憾なく保護せらるゝが故に自由を愛するの士は進んで之に趨くが如き有樣なりと雖も、他國の餘剩人民をのみ誘致せんとするが如きは決して健全なる殖民政策と云ふことを得ず。所謂門戸解放の主義は海外領地に殖民せんとする場合には不適當なる主義にして、少なくとも其初期に於ては之を適用することを得ずと云ふことを得可し、斯かる場合に於ては門戸は全然解放するか或は之を閉塞するかの一に出でざる可からずと云ふが如きは決して眞理に非ず。

論者曰く、日本政府は自國民の中不良の徒が滔々と其殖民地に亂入することを防止せず、殖民地に於て有らゆる亂行狼藉の演ぜらるゝを看過す之れ頗る不注意の極と云はざる可からずと。此批難は或點迄は正當にして日本人自身と雖も此說が幾分の眞理を含むことを容認す。日本が殖民政策を遂行せんとするに當り、最も困難なる問題の一は如何にして其國民をして眞個の殖民者たらしむることを得るや。換言すれば如何にして彼等の間に眞個の殖民的精神を注入することを得るやの點なることは疑なき所なり。元來日本人は愛鄕の念頗る强きが故に一旦遠く故國を離るゝときは愛鄕病の爲めに惱まさるゝこと頗る大なり。此說は嘗て日本人が太平洋東岸の諸國に侵入せんとするが爲め世界的大問題を惹起せんとしたるの事實と矛盾するが如しと雖も決して然らざるなり。兎に角數

多の浮浪的日本人が群をなして新屬國に侵入し之を一層有效に處罰せんが爲め千八百十七年に發布が爲めに大に國譽を傷け延いて累を政府に及ぼしたる條例の緒言によりて明かなり曰く、

つゝあるは疑ふ可からざる所なり。

論者は今や上述の事實を指摘誇大し、嚴肅沈眞なる批評家の地位を棄てゝ、不謹愼なる誹謗者の列に進み、現在發生しつゝある所は一般の狀況上正に然らざる可からざる所なるを忘れて、猥りに之を以て日本が殖民政策に失敗したる好個の例證となさんとす。玆に於て予は論者に問はんとす、論者は果して英國殖民史を播きたることありや、英國が世界の各部に涉りて盛んに土地を略取せる時代に於ける彼等の行爲は之を近代の批評眼より見て決して缺點なしと云ふことを得るやと。吾人は海外領土の建設に當りては重大なる困難に遭遇することあるを知らざる可からず。吾人は英國が殖民國として今日の强大を致さんが爲めに採り來りたる占領政策は悉く皆平穩柔和なるものゝみなりしと云ふことを得ざるの事實を知らざる可からず。此事實は英國政府が殖民地に於ける殺人犯者

或種の目的を以て皇帝陛下の領有に屬し、且つ其保護の下にある南米ホンヂユラス灣の殖民地に住居し、又は一時在留する者にして同地に於て悲しむ可き殺人罪を犯すものあり、且つ同種の犯罪が南太平洋上の陸地又は公海、ニユージーランド及びオタハイトの諸島、及び皇帝陛下の領有に屬せざる島嶼部落其他の場所に於て、英國船舶の船長、船員、又は多くは船舶より解雇せられ又は脫走したる者にして依然之等の場所に於ける土民間に住居する者によりて犯され……

之が爲め英國又は其他の歐洲商民の名聲及び性質に關し大なる排斥批難攻擊を招き、且つ斯かる犯罪人を審問することの困難なるが爲め彼等は處罰せらるゝことなくして看過せらるゝが故に……

卽ち斯かる犯罪を處罰するの必要上此條例の發布

を見たるものなり。

亞非利加及び東邦諸國に在留する英國臣民の行動に關する報道も亦決して前述せる所に比して良好なりと云ふことを得ず、南亞非利加犯罪條例の緒言に曰く。

南亞非利加に於て南緯二十五度以南に位する或州の住民は如何なる文明國政府の司法管轄區域にも屬せず、且つ之等の地方に在留する英國臣民が之等の地域內に於て犯罪を行ふの恐あるが故に之等の區域內に於て行はれたる犯罪を處罰するの措置を採ることを必要とす。

シーラ、レオネ犯罪條例の條項も亦之と大同小異なり曰く。

シーラ、レオネ殖民地に接續して北はリオグランデ及びブロラに達し東は殖民地より五百哩に達する區域內に於ける住民は全く未開國に屬し皇帝陛下の臣民中該住民又は其他のもの、生命及び財產に對して侵害を加ふるもの頗る多く、しかも彼等は處罰せらるゝことなし……

西部亞非利加犯罪條例はシルラ、レオネ、ガンビヤ、ゴールドコスト及びラゴス等の殖民地に接近する地方に於て行はるゝ犯罪に關して同樣の規定を設けたり。海峽殖民地に關しては海峽殖民地裁判所法によりて同樣の規定を設けたり。

初期に於ける日本殖民者の行動を酷評する者或は曰はん英國の先例の如きは遠き昔に屬すと。國家的犯行に關する世人の記憶は其消滅し去ること頗る速かなるもの、如し。今や英國の行動は頗る良好にして諸種の刊行物は彼等が興味ある土民に對する行動は叮嚀懇切を極むと傳ふ。蓋し狀況は今や全然一變したり。或は曰く今日英國の傳道師の行爲は過去一切の罪業を消滅せしめて尙餘ありと。左れど見よ前揭せる特殊の條例が最初に發布せられたるは千八百六十一年にして其最後に發布せられたるは千八百七十四年に非ずや。故に英國國會が特殊の條例を制定して之を處罰するの必要ありと認めたる行爲は未だ吾人の記憶に新たなる所なり。想ふに人類の本性は洋の東西、時の古今

及び未來を通じて甚だしき差異なかる可きが故に彼等は等しく下の如き傾向を有するなる可し。卽ち玆に野蠻蒙昧の一地域ありて確然たる統治者なく、唯蠻民の住居するのみして、加かも珍奇有益なる物資の存在することあらんか、無謀大膽なる殖民者は直ちに此所に突進し、僅少なる火藥を以て多大の利益を收めんとするは當然の事なり。殊に彼等にして多少憲法上の知識を有せんか、內國法律は之等の地域に於て彼等を拘束するの力なく特殊なる條例の發布を見ざる間は彼等の行動は全然自由なることを知りて亂行狼藉到らざる所なきは決して想像に難からず。如何となれば何れの國民たるを問はず斯かる冒險を敢てせんとする者は常に必しも善良なる市民にのみ限らざればなり。英國の條例は此點に付きては頗る淡泊にして決して事實を修飾せず公然『身體及び財產に對する諸種の犯罪行はれ、若し法律によりて之を抑制することなくんば今後に於ても續々行はれんとす』と斷言せり。吾人は英國人が今日海外領地に於て溫良なる行動をなすに至りしは前述の諸條例に負ふ所少なからざるを信ず。

予をして更に玆に海外に於ける批評を代表す可き一人を假定し、彼に對して下の問題を問はしめよ。汝が其所說に於て單に海外領土に奮鬪せる日本人のみならず日本の政治家及び政府をも併せて批難攻擊するは何故なりや。汝は英國殖民時代の初期に於て海外に突進し遂に英國々會をして特殊の條例を發布するに至らしめたる英國人は現に日本殖民の急先鋒たるものと何等かの差異ありと信ずるや。日本政府は殖民地に於ける非行者を處罰するが爲め特殊の法律を制定すること曾て英國々會が先見の明を以てなせし所の如くなる能はずと信ずるや。云ふ迄もなく汝は此問題を否定す可し。故に問題の要點は之なり曰く今日に於ては交通の機關往昔に比して大に完備し、社會萬般の事象を報導するの任務を負へる者全世界に散在するが故に、吾人は日々世界の表面に起れる事象中或は稱讃す可きもの、或は批難す可きものあらば直ちに

之を公表し以て世人の注意を喚起することを得るなり。故に珍聞は直ちに全世界に傳搬し加かも確然たる判斷の標準なきが故に世人は日本が今日其海外領土に於て行ふ所は其本質上批難す可きものなるも然かも海外領土獲得の初期に當りては何れの國民にも免がるゝこと能はざる階段なるを忘却せり。卽ち世人は事物の初期を看過したり。過去の事件は歷史なる幕中に隱れたるが故に之を看過し同一の事態眼前に顯はるれば全く新奇の現象なるかの如くに之を批難す。歷史は繰返すものなるの事實は時として吾人に取りて大に不便なることあり。殊に舊事實は忘却せられ、新事實のみ眼前に存するとき、此新舊兩事實を比較す可き場合に於て殊に然りとす。歷史上の事實如何を問はず非行は固より非行にして決して宥す可からざるものなりと雖も予は唯日本に對する批難に對して聊か辯駁を試み、單に一局部に起りたる事實を捕へて全國家を評せんとするの餘りに酷なるを指摘せんとするものなり。

吾人は更に初期殖民時代に於ける英國人の非行より轉じて英國殖民の現況に付きて論ぜん。人類が夢想し得たる最大世界帝國の子孫たる者は少なくとも殖民の何たるかを知らざる可からず。左れど吾人は英國に於てすら「殖民地に趨くは之れ別世界に入るの第一歩なり」との舊思想が全く消滅し去りたるや否やを怪しむものなり。前代に於ける思想は現代に於ても容易に變化消滅し去るものに非ず。卽ち舊時代に屬したる者が全く死滅したる後に非らざれば舊思想は決して全然消滅し去るものに非ず。故に殖民地を以て一種特異の天地にして善良なる市民の決して移住す可き所に非ずとの迷想は今尙殘存しつゝあるなり。移民者の乘船が徐に埠頭を離れて漸く霧に包まるゝとき涙に袖を搾るものは今尙絕へざるなり。前途の安寧を祝する離別の辭には隱れたる恐怖の存するなり。然かも大膽なる移民者は前途の希望を想ひつゝ耐へ難きを忍びて其鄕土を離るゝなり。之ぞ大陽決して沒せざる大帝國建設の眞相なる。父は公私の會

合に臨みて我子の壯擧を物語り、我子こそは海外領土の建設に貢獻する天晴手柄者よと譽め誇りつゝある間も、纖弱き母は人知れず熱き涙に我兒の行末を想ふなり、人は殖民事業を以て男子の壯擧なりとする二十世紀の今日に於てすら斯かる悲劇は尙行はれつゝあるなり。別けて此悲劇は手離し難き愛孃が其最愛の夫を慕ひて遠く吾人の極東と稱する蠻地に趨かんとするに當りて一層其甚だしきを覺ふるなり。吾人は果して日本人の如く愛鄕病に苦しめらるゝか、吾同胞の殖民者は日本人の如く「吾等故國を離るゝこと遠し。歸らん哉と叫ぶや。帝國海外の諸殖民地が優逸拔群の子女に對する最良の活動舞臺なりと看做さるゝに至らざる間海外殖民地は單に不良冒險者の踏破に委す可き伏魔殿なりとする思想の消滅せざる間吾人は未だ帝國主義の理想を完成したるものと云ふ可からざるのみならず他國の缺點失行に付きて批難を加ふるの資格なきものなり。法典の改正、輕便なる法例彙纂の發行と共に前述せるが如き不愉快なる法文は今や法典中より除き去られたるを以て、吾人は特に過去の愧づ可き事實を摘發して聖代の國威を汚穢するの要なく、又或殖民地が犯罪人の放逐場たりし事實及び犯罪人が自己の罪惡を隱蔽して、社會良民の樂を受けんとして殖民地に逃竄したるの事實は殆んど吾人の記憶より消へ去れり。左れど吾人は一歩を進めて問はん、若し之等の歷史上の事實を除けば吾人現今の殖民制度は果して理想的のものなりと云ふことを得可きか、否吾人の制度は未だ移民の域を脫せずして殖民地は無資產者の移住所と看做され、國庫の公共團體に對する貸付及び救貧法の條項と相俟つて、無職者貧困者救助の方便に供せられつゝあるなり。元來殖民地に突進するは奮鬪的生涯の第一歩たる可きものなるに却て之が生活上窮極の階段たるが如き觀あるは悲しむ可き現象に非ずや。然らば他方に於て各地の殖民地は前述せるが如くにして故國を離れたる移民を歡迎するや、將た彼等は一層選擇せられたる本國民が移住し來らんことを希望するや。と云

ふに之を先例に徵すれば加奈太の諸州に於ては母國に於ける無責任なる團體が適當なる注意及び選擇を缺きて濫りに移民を輸送し來るの弊を防止せんが爲め千八百九十八年一の法律を制定し孤兒及び不具兒の移入に對して制限を加へたり。固より倫敦貧民窟の窮民が加奈太平原の清鮮なる空氣中にて新たに其生涯を始めんとして渡來するは決して加奈太人の排斥する所に非ず。唯瑕瑾ある兒童の除外せられんことを希望するものなり。最も斯かる制限が成年者の場合に於ても果して行はるゝや否やは困難なる問題にして目下殖民地の要求を充たすに足る可き勞働者を供給するの途は現今の方法以外に之を見出すことを得ざるが故に當分現狀に放任するの外なかる可し。斯く論じ來れば英國の殖民地行政も亦批難す可き點なきに非ずと雖も、吾人は全世界の殖民地中英國の夫れよりも良好なる殖民地が果して存するや否やを顧みざる可からず。英國の屬國中最も小なるもの例之ばモーリシヤスに於てすら殖民地に移住するを以て快心冒險の事業と看做し、勇往邁進したる時代の痕跡を存することなるが、之等の痕跡は吾人をして同胞たる蘇國人移住の古を忍ばしめ、其後裔は今日に至る迄聖アンデレの日に於て紀念祭を擧行することを忘れず、電流を利用して遙かに萬里の故國と其樂を共にするを見る。左れど今日に於て同樣の狀況の下に殖民地に移住せんとする者果して幾何かある。吾人は殖民地に於ける住民の種類を改良せんが爲め果して如何なる政策を採りつゝありや。固より濠洲及び加奈太は既に帝國中に一大國家を形成せり。南亞の地が然るの日も亦近きにあらん。左れば吾人が今論ずる所は寧ろ小殖民地に關するものにして、之等の殖民地は大數によりて國王の寶庫たり。左れど斯く諸洋に散在せる殖民地は大なる自治殖民地の蔭に沒して世人の注意に上ること頗る少なし。吾人は今日に至る迄此事實を等閑に附したるの傾なきや。王領殖民地中の或ものは其行政全く內國派遣の官吏によりて行はる銀行其他の商業上の大機關は青年の進取心を挑發

し、新規なる法制機關の整へる結果として漸次に往昔の殖民地の周圍に新殖民地の發生を見んとするに至れり。左れど其以上には果して何物かある固より駐屯軍隊の非職將校にして時に尙殖民地に止まれるものなきに非ずと雖も要するに任意殖民の時代は過ぎ去りたるなり。今假りに一青年法律家につきて、何が故に殖民地に趨きて其業を營まざるかを問はんか、其答ふる所は多少諸子の帝國的感念を刺戟するものあらん。卽ち彼等は波濤萬里野蠻蒙昧なる殖民地に趨かざるも未だ本國に於て糊口を充たすに足るの餘地ありと信ずるが故なり。玆に於て予は最も嚴肅に下の疑問を提出せん。今や吾英國人は殖民的精神を失ひしには非ざるやと。年々太平洋を橫切つて海の彼方に移住する者は頗る多く、移住者が海外に於て費消する本國の產物は頗る夥しきは事實なるも予は前揭の問題に對して斷然「否」と答ふることを得とは信ぜざるなり。吾同胞は克己精勵、殖民地に至るや全力を竭して努力す此點に於て最も優良なる殖民者なるは事實なりと雖も、吾人が今問はんとする所は全く別個の問題に屬す。

兎に角一層秩序ある殖民をなすは帝國其ものより見て根本的に重大なる問題なり。未だ多く世人の注意に上らざる所にして一考に價するものなり夫は殖民地なるものが其大小を論せず母國の生存上に及ぼす影響なりとす。英國が未だ殖民の初期にありて單に蕞爾たる一小國たりし時代と今日の英國とを比較せよ。爾來國家的膨脹は頗る大なるものありしが國民も亦大に其自重心を增加し來れり。左れど予は英國が今日の如き大膨脹をなしたる理由の一は明らかに其帝國主義的發達にありとなすに躊躇せざるなり。而して此點に於て大小英領殖民地が貢獻したる所は偉大なるものなりと云はざる可からず。此事實は個人的及び非個人的の兩方面より觀察することを得可し。卽ち帝國は現代の男女に對して活動の新天地を供給したるものにして彼等は機會の增加に伴ひて實際社會に接觸することと愈多く殖民地に於ける經驗は愈々彼等に活動の武器を與ふることゝなるなり。斯かる消息が一般人士の認識する所とならば口禪的傳說は漸次に消滅し。遠く殖民地に雄飛せんとする青年も決して浮浪的人物と看做さるゝことなく、女子と雖も殖民地に趨き、以て帝國の聲價を愈高むるに至る可し。斯く世人が殖民地に於ける生活及び事業に關して健全なる見解を有するに至ることは殖民地其ものに取りても亦有益なることなりとす。否殖民地に取りて有益なるのみならず國內に於ける諸種の學校に對しても亦有益なり。卽ち年々是等の學校より出づる青年は過去に於て身を立て國に竭したる幾多の青年と等しく斬新なる知識と技倆とを有するものなればなり。更に又斯かる見解は母國に對しても有益なるものなり、如何となれば這は帝國全般の公的生活の上に大なる反響を及ぼす可ければなり。上述せる所は要するに本問題の非個人的方面にして、予は此方面は個人的方面に比して一層世人が等閑に附する所なりと信ず。殖民地は吾人に諸種新斬なる經驗を與へ、研究す可き雜多の問題を供給す。卽ち吾人は本國に住居する者が決して想像することを得ざる新狀態の下に年來の問題を研究するの機會を有す。予の經驗より云ふも予は絕へず從來の斷案中更に大に擴張し推究す可きものあるを發見しつゝあるなり。卽ち從來の結論は之を新事實に照して、試驗するに及んで亦た大に研究す可きものあるを見る。換言すれば舊結論の發生、舊斷案の形成以來見解の範圍は大に擴張せられ往時の人民が嘗て聞き及ばざりし新事實が發生せるなり。斯かる現象は具體的例證として法律の場合に付きて之を見るも明らかにして彈力性は絕えず試驗せられたり。是等の點は本問題に關涉する所稍遠きが如しと雖も海外領地の維持發展の爲めに重大なる要素として大に考慮するの價値あるものと信ず。

吾人が英國の殖民事業に關して上述せる所は日本の場合に於ても大に其適中せるを見る。日本人は頗る銳敏なる觀察力を有するが故に決して英國人が遭遇したる過去の歷史を看過したりと想像す

ることを得ず。新たに海外領土を獲得したる結果は之が經營の任に當る可き敏腕氣鋭の士を要求す而して此要求は既に或點に於て滿足せられたり。予は臺灣及び朝鮮に在任する數多の有爲なる日本官吏と會見したり。固より其數非常に多しと云ふに非ざるも現に必要なる人員を補任し得たるの事實は今後經營の進捗するに伴ふて要するに至る可き人材を選任するに難からざるの證左なりとなすを得可し。之と同時に現に殖民地に在任する官吏等は殖民地統治上の諸問題に接觸することによりて次第に經驗を積み其結果大に母國政府の殖民地政策に貢獻するに至る可し。左は云へ日本國たるもの今日殖民地の行政上に要する下級官吏を募集するに付きては少なからざる困難を感ず可し。統治す可き地域は廣濶にして帝國としての責務は驚く可き速度を以て其頭上に重疊し來れり。日本は今や全身全意を捧げて困難なる殖民地の事業に從事す可き多數の青年を要す。加かも此要求は將來に於ても決して消滅することなかる可し。茲に此困難に關連して奇なるは若し此困難にして軍事上の勤務又は危險に關するものなるときは日本人は擧て奮起して之に當るが故に其困難は立ろに消滅す可し。此愛國的精神は國民性の養成指導上頗る注意す可きことに屬す。以上述ぶる所は日本政治家の了得せる所にして予は東洋大帝國の爲政者が結極此殖民問題の解決に成功す可きを疑はざる也

十八世紀の國家觀とその反動

村田岩次郎

左の一篇はチーグラー教授「第十九世紀思潮史」中の一節を抄譯せしものなり、前紀初年に於ける獨逸の政治思想の變遷は之を明治年間殊に議會開設前に於ける明治思想の變遷と比較して類似の點甚だ多し若し本篇にして一讀の樂を得ば更に他の稿と續くことある可し

(一) 個人主義的國家觀

歐羅巴獨立戰役後、人民個人の國家に於ける地位

の變更と相俟つて、國家の職分本性に關する思想觀念も亦改まるに至つた。一七九二年、フムボルトは其の著「國家活動限界論」に於て國家活動の範圍を極めて狹く解し、國家の教化的職分を否認し單に國家內外に對する防衛を以て其の唯一の職分と認めた。卽ち彼は積極的には斯う言ふて居る。『內憂外患に對し國家の靜謐安寧を維持保障するは國家の目的とする所にして又是れ國家を煩はさねばならぬ所である』と。又彼は消極的は次の如く斷言して居る。『絕對に必要なる法規の自然的自發的結果として避く可からざるの範圍を越えて、直接間接國民の道德品性に影響する如き措置は、全然之を避けねばならぬ、又此觀念を助長する一切のもの、殊に教育宗教上の施設奢侈法の如きは、全く國家職分の範圍外に屬するものであると』。斯くフムボルトが國家の目的を狹隘なる範圍に限りたるは、一は彼がウヱルネル宗教令發布後間もなく伯林高等法院附試補として得たる所の經驗に因るも、其根本に於ては干涉至らざるなき後見的開明專制の警察國に對する厭惡の情に胚胎せる國家夫れ自體に對する厭惡の情が含まれて居る。又他方に於て彼は新人文的思想の個人主義卽ち有識者をして祖國國家を冷遇輕視するに至らしめたる主觀主義の影響をも受けて居つたのである。彼が心力を傾注したるは自己修養であつて從つてヂオゲネスの如く國家に冷淡ならざるを得なかつた。文書により意見に徵し、此青年フムボルトを、――勿論青年フムボルト(彼は後年說を變じた)――理論的無政府主義の先驅者の一人と認むるにては、決して誤つては居らぬ。

フイエスコ乃至テルの史劇詩家として國家祖國を一層正しく解し得たるシルラーも理論上に於てはフムボルトと揆を一にせる觀がある。「美的教育」の著者たる彼に取つては現實の國家は己を得ざるの國家であり、又必要なる惡であつた、彼の理想卽ち美的外觀を具へ自由の公居を以て成立せる美的國家は必要より云へばすべての紳士の心裡に求め得らるゝのである、併し實際より云へば醇乎た